

カウンセリング（来所相談・電話相談）のご案内

最近気になることが…

一人で悩まず、まずお電話を！

仙台教育事務所では、経験豊かな専門の臨床心理士によるカウンセリングを年間70回実施しています。また、教育相談コーディネーターによる教育相談も常時行っています。

小学生・中学生・保護者（家族）・学校の先生方、いろいろな悩みや心配ごとがありましたらお気軽にご利用ください。まずは、お電話をお待ちしています。

相談できることは

【小学生・中学生なら】

- ◎学校生活に関すること
（勉強、学級、部活、進路など…）
- ◎人間関係に関すること
（友達、家族、異性、先輩、先生など）
- ◎心の健康に関すること
（不安、心配、性格、つらいこと、困っていることなど）

【保護者（家族）なら】

- ◎最近子供のことで困っていること
- ◎子供との接し方など
- ◎いじめや登校しぶりなど

【学校の先生方なら】

- ◎児童・生徒の指導や関わり方など
- ◎保護者との関わり方など
- ◎日頃の心配ごとや悩みなど

申し込み方法は

専門カウンセラーとの来所相談

- (1) 事前に仙台教育事務所に予約申込みの電話をしてください。（月～金 9:00～16:00）
- (2) 相談日は学校配布の案内プリント、または仙台教育事務所のウェブページに載せてあります。下の予約時間を決めて申し込み願います。
- (3) 申込みをする人は、本人、保護者（家族）、先生のどなたでもかまいません。

《 来所相談時間 》

- ① 9:30～10:30
- ② 10:50～11:50
- ③ 13:10～14:10
- ④ 14:25～15:25
- ⑤ 15:40～16:40



＜ 相談室 ＞

教育相談コーディネーターとの相談

- (1) 毎週月～金曜日（9:00～16:00）に来所相談・電話相談を受け付けています。
- (2) 来所相談を希望する場合は、事前にお電話ください。

【ご予約・お問い合わせ】

宮城県仙台合同庁舎 5F
宮城県仙台教育事務所 教育相談室
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
【電話】022-275-9111
内線 2515 ※駐車場有

＜自殺予防に関する指導についての参考資料等＞

児童生徒の自殺予防については、これまで各学校において積極的に取り組んでいるところです。しかし、自殺者全体の総数は増加傾向にあり、自殺した児童生徒数は令和6年には過去最多となる見込みであることが明らかになりました。また、SNSを利用した卑劣な事件も発生していることから、事件の再発や児童生徒の自殺を未然に防ぐためには、各学校において自殺予防教育が適切に推進されることが重要であると言えます。さらに、命や暮らしの危機に直面したときのSOSの出し方に関する教育を進めることも必要です。このことから、以下の通知や参考資料等を基に、一層の自殺予防教育の推進が求められます。

○通知

| | |
|--|--------------|
| 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知） | 文科省 R7.2 |
| 児童生徒の自殺予防について（通知） | 文科省 R3.3 |
| 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について （事務連絡） | 文科省 H30.8 |
| 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について （通知） | 文科省 H30.1 |

○参考資料等（令和7年2月現在）

| | | |
|--|--|--|
|   |   |   |
| <p>「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」 (文科省 H21.3)</p> | <p>「子供の自殺が起きたときの 緊急対応の手引き」 (文科省 H22.3)</p> | <p>「子供に伝えたい自殺予防」 (文科省 H26.7)</p> |
|   |   | |
| <p>わたしの健康 (小学生用)</p> | <p>かけがえない自分、かけがえない健康 (中学生用)</p> | |
| <p>「24 時間子供 SOS ダイアル」 TEL 0120-0-78310</p>   | <p>「宮城県自死対策推進センター」 TEL 0229-23-0028 電話相談：月～金 9:00～16:00 面談相談：予約制。事前に電話予約。</p>   | <p>「子供の相談ダイヤル」 TEL 022-784-3568 電話相談：月～金 9:00～16:00 (祝休日・年末年始休み)</p>   |

＜児童虐待防止、ヤングケアラーについての参考資料等＞

こども家庭庁によると、児童虐待について児童相談所での令和4年度の虐待相談対応件数は21万4843件で、前年度より3.5%増え過去最多となっています。総数のうちの約1万4828件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応に当たり、重要な役割を果たしております。しかし、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」では、児童虐待による死亡事故例は年間65例であることが報告されるなど、多くのかげがえのない命が失われております。学校と関係機関との連携不足などの課題があることも指摘されております。

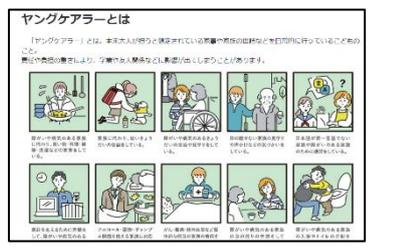
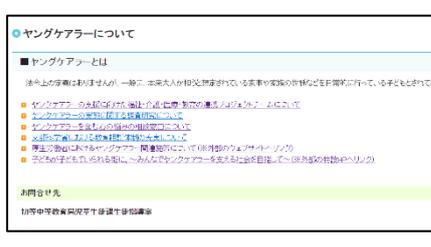
また、ヤングケアラーと言われる、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒についても、近年ニュース等で問題視されております。そのような児童生徒は、家庭のケアのため不登校に陥ったり、心理的な負担から心身の健康を害したり等の問題が懸念されることから、実態把握と早期支援が重要となります。

以下に、児童虐待防止、ヤングケアラーに関する通知や参考資料等を示します。学校と関係機関の連携強化、早期発見・対応にお役立てください。

○通知

| | |
|---|--------------|
| 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について | 文科省 H31.2 |
| 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知） | 文科省 H31.2 |

○参考資料等（令和7年2月現在）

| | | |
|--|---|--|
|  <p>学校現場における虐待防止に関する研修教材</p> <p>文科科学省 令和2年1月23日</p> |  <p>学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き</p> <p>文部科学省 令和2年6月改訂版</p> |  <p>スクリーニング活用ガイド ～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～</p> <p>文部科学省 作成 大阪府立大学山形新子研究室 令和2年3月27日</p> |
| <p>「学校現場における虐待防止に関する研修教材」 (文科省 R2.1)</p> | <p>「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」 (文科省 R2.6 改訂)</p> | <p>スクリーニング活用ガイド ～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～ (文科省 R2.3)</p> |
|  <p>子ども虐待から守るのに、理由はいろいろ。虐待提供や相談を189にまずは連絡</p> <p>189 いちいちやく</p> <p>ついでに？ 体罰？ 調べてみよう</p> |  <p>体罰等によらない子育てを 広げよう！</p> <p>みんなが笑顔で楽しく生活しよう！</p> <p>2020年 改訂版</p> |  <p>児童虐待への対応のポイント ～見守り・気づき・つなぐために～</p> <p>子どもや保護者と関わる中で「あれ？」「もしかして？」と思ったら、ためらわずに相談・連絡してください。</p> <p>189</p> |
| <p>「児童相談所虐待対応ダイヤル189」 (こども家庭庁)</p> | <p>「体罰等によらない子育てを 広げよう」 (こども家庭庁)</p> | <p>手引き「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」 (文科省 R6.10改訂)</p> |
|  <p>ヤングケアラーとは</p> <p>「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。</p> |  |  <p>ヤングケアラーについて</p> <p>ヤングケアラーとは</p> <p>法律上の定義はありませんが、一般的に、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーが所属する福祉施設や児童相談所の職員が対象となります。 ● ヤングケアラーが所属する児童相談所が対象となります。 ● ヤングケアラーが所属する児童相談所が対象となります。 ● ヤングケアラーが所属する児童相談所が対象となります。 ● 厚生労働省が定めるヤングケアラーに関する定義に基づいて（身体部がケアインシット） ● 当該施設に所属する児童相談所が対象となる児童相談所（当該施設が対象となる児童相談所） <p>お問い合わせ 初等中等教育局児童学生課虐待予防課</p> |
| <p>「ヤングケアラーについて」(こども家庭庁)</p> | | <p>「ヤングケアラーについて」(文部科学省)</p> |